第3部 環境の現況と県の取組み

第1章 資源の循環

第1節 廃棄物の状況

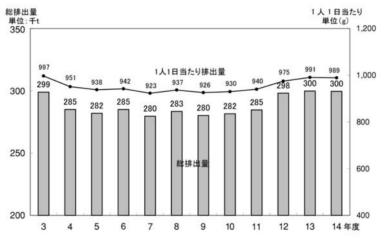
1 一般廃棄物の状況【廃棄物対策課】

(1)ごみの排出量

平成14年度における県内のごみの総排出量は約30万tであり、平成13年度(約30万t)と比較してほぼ同量でした。平成3年度の29万9千tをピークに平成4年度から、概ね横ばいで推移していましたが、平成10年以降増加に転じています。

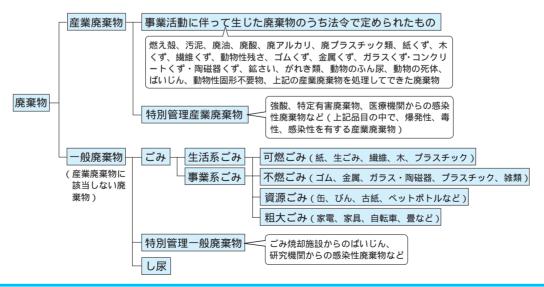
これは、ダイオキシン類問題をきっかけとした小型焼却炉の使用自粛や、野焼きの禁止等により、これまで自家処理されていたものが市町村のごみ収集に出されるようになったことが大きな原因と考えられます。

図3-1-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移



= / 廃棄物の区分

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。



(2)ごみの処理状況

市町村(一部事務組合を含む)では、通常、収集 されたごみを、焼却、破砕、資源化等の中間処理を したうえで、その残さなどを埋立て処分しています。

平成14年度に収集されたごみ約30万tのうち、「焼却施設で燃やされるごみ」は25万3千t、「埋立

されるごみ」は1万5千t、「資源化量」は3万1 千tでした。

また、最終処分場で埋立されたごみの量は、「埋立されるごみ」1万5千t、「焼却灰」2万9千t、計4万4千tでした。

集団回収量 ごみ排出量 554 t 299. 25.348 t (自家処理量除く) 焼 却 施 設で 燃やされるごみ 埋立されるごみ 資源化量 253.438 t 15. 142 t 30, 974 t 焼却灰 29, 012t リサイクル量 56,322t 最終処分量 44, 154 t リサイクル率

図3-1-2 平成14年度ごみ処理フロー図

(3)リサイクルの状況

平成14年度に、市町村において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は3万1千tとなっており、平成13年度(2万9千t)と比較して約2千t増加しています。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万5千t(13年度2万5千t)でした。

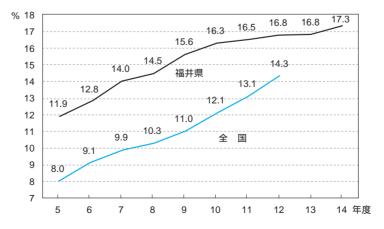
市町村における資源化と集団回収を併せた5万6千 tがリサイクルにまわされており、リサイクル率は 17.3%となっています(13年度16.8%)。ごみ排出量 が増加傾向にある中で、県民のリサイクルに対する 取組みは進んでおり、近年伸び悩んでいたリサイク ル率は再び上昇傾向となっています。

表3-1-3 リサイクル量の推移

(単位:千t)

| 年 度 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 資源化量 | 20 | 22 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 31 |
| 集団回収量 | 17 | 19 | 19 | 21 | 23 | 24 | 25 | 25 | 25 |
| リサイクル量 | 37 | 41 | 43 | 46 | 49 | 52 | 53 | 54 | 56 |

図3-1-4 リサイクル率*の推移



*リサイクル率=リサイクル量 +(ごみ排出量+集団回収量)

(4)廃棄物処理施設の状況

市町村では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

平成14年度末現在、ごみ焼却施設は11施設設置さ

れており、処理能力は1,139 t /日となっています。 (表3-3-68 58頁参照)また、一般廃棄物最終処分場 は13施設設置されており、残余容量等を考慮しなが ら計画的に新しい施設の整備が進められています。

2 産業廃棄物の状況【廃棄物対策課】

(1) 県内の発生状況

県内総発生量

平成12年度に本県で発生した産業廃棄物は3,530千 t であり、平成7年度の2,911千 t と比較すると、約 1.2倍増加しています。

(注)産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごと実施しており、直近のデータは、平成12年度値です。

種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,625千 t(全発生量の46%) 次いで、がれき類888千 t(25%) ばいじん198千 t(6%) 廃プラスチック類163千 t(5%) 家畜ふん尿146千 t(4%) 紙くず110千 t(3%)の順で、この6種類で全体の89%を占めています。

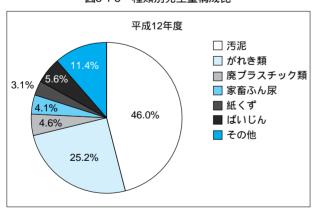
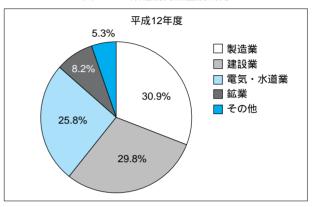


図3-1-5 種類別発生量構成比

業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が 最も多く、1,093千 t(全発生量の31%) 次いで、建 設業1,051千 t(30%) 電気・水道業910千 t(26%) の順となっており、この3業種で87%を占めていま す。

図3-1-6 業種別発生量構成比



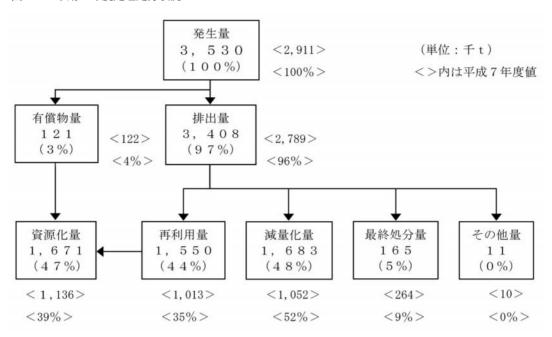
(2)処理処分状況

発生からの処理処分状況

発生量3,530千 t の処理処分状況は、リサイクル量 1,671千 t(47%) 減量化量1,683千 t(48%) 最終処 分量165千 t(5%)等となっています。(図3-1-7)

平成7年度と比較すると、再生利用等の資源化が 進み、最終処分量が大幅に減少しています。

図3-1-7 平成12年度処理処分状況



種類別処理状況

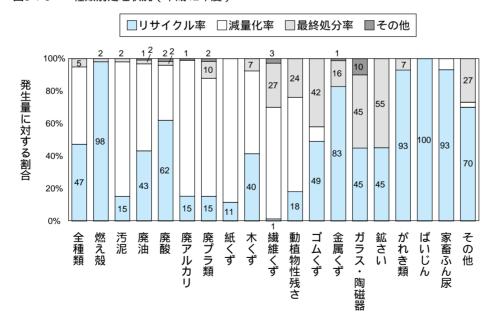
汚泥については、1,625千 t の発生量がありますが、83%が減量化され、最終処分量は1%となっています。

がれき類については、888千 t のうち、93%がリサイクルされています。

廃プラスチック類では、163千 t のうち、73%が 減量化されています。

最終処分量を種類別に見ると、燃え殻が49千 t (全最終処分量の30%)で最も多く、次いで、がれき類が32千 t (19%) 汚泥が24千 t (15%)の順となっています。

図3-1-8 種類別処理状況(平成12年度)



(3)産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可をもっている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、多くの排出事業者が自ら中間処理施設 または最終処分場を設置することなく、産業廃棄物 の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成15年3月31日現在1,376件で、業の種類別では、収集・運搬業(特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む)の許可は1,214件で全体の約88%を占めています。

表3-1-9 産業廃棄物処理業許可件数(平成15年3月31日現在)

| 許可区分 | 収集運搬 | 中間処理 (処分) | 最終処分 | 中間処理・ 最終処分 | 計 |
|-----------|-------|--------------|------|---------------|-------|
| 産業廃棄物 | 1,072 | 140 | 2 | 7 | 1,221 |
| 特別管理産業廃棄物 | 142 | 12 | 0 | 1 | 155 |
| 合 計 | 1,214 | 152 | 2 | 8 | 1,376 |

(4)産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条に基づく許可を受けている産 業廃棄物処理施設数は、平成15年3月末現在190施設 です。

産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設(汚泥、廃

油、廃プラスチック、その他)は60施設で、全許可施設の32%を占めています。これらの施設は、廃棄物処理法に基づきダイオキシン削減対策を講じていく必要があります。埋立中の産業廃棄物最終処分場は12施設あります。

表3-1-10 産業廃棄物処理施設数(平成15年3月末現在)

| 施設の種類 | 許可対象となる処理能力 | 施設数 |
|---------------|-------------------------------|-----|
| 汚泥の脱水処理施設 | 10m³/日超 | 32 |
| 汚泥の乾燥施設 | 10m³日超 | 1 |
| 汚泥の焼却施設 | 5m³/日超、200kg/時以上または火格子面積2m²以上 | 9 |
| 廃油の油水分離施設 | 10㎡/日超 | 3 |
| 廃油の焼却施設 | 1m³/日超、200kg/時以上または火格子面積2m²以上 | 10 |
| 廃酸・廃アルカリの中和施設 | 50m³/日超 | 2 |
| 廃プラスチックの破砕施設 | 5t/日超 | 8 |
| 廃プラスチックの焼却施設 | 0.1 t/日超または火格子面積2m²以上 | 26 |
| 木くず又はがれきの破砕施設 | 5t/日超 | 69 |
| シアン分解施設 | 全て | 3 |
| 産業廃棄物焼却施設 | 200kg/時以上または火格子面積2 m²以上 | 15 |
| 最終処分場(安定型)*1 | 全て | 9 |
| 最終処分場(管理型)*2 | 全て | 3 |
| 合 計 | | 190 |

~ : 中間処理施設 、 : 最終処分場(最終処分場には、埋立完了施設は含まない。)

^{*&#}x27;安定型処分場:廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類など変化しない安定した廃棄物で、土壌・砂礫等と同じで何ら環境を汚染しないものとして処分できるものを埋め立てる処分場

^{*&}lt;sup>2</sup>管理型処分場:埋め立てられた時に分解、溶出等の変化を伴い、環境を汚染することがあるため、十分な管理が行えるように 処理して処分するための処分場。紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、汚泥などを処分する。